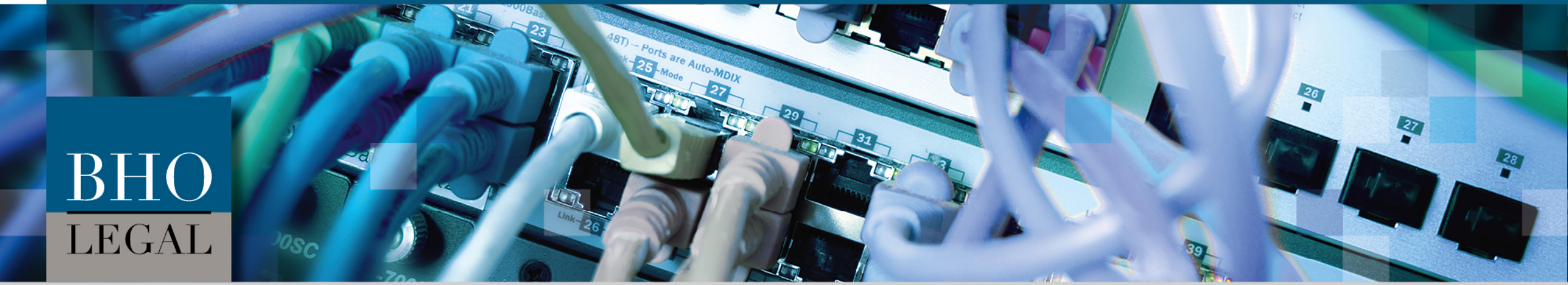

BHO LEGAL

日本のデータ保護法 - 最初の洞察

マティアス・ラッヘンマン博士
弁護士｜データ保護担当（UDISzert)

日本のデータ保護法 - 最初の洞察

- 妥当性の判断
- 日本のデータ保護法の体系化
- 処理の事実
- 更新義務
- まとめ：EUと日本の比較

スライドへのリンク（ドイツ語、日本語

スライドへのリンク (ドイツ語、日本語):

https://www.bho-legal.com/team-datenschutz-japanisches-datenschutzrecht/

妥当性の判断

- **新しい日・EU貿易協定。**
  - 日EU戦略的パートナーシップ協定（SPA
  - 日欧経済連携協定(EPA)

- **2019.1.23にEUに向けて日本の妥当性判断を行う**
- **2019.1.23のEU委員会の妥当性判断**
  - EU決定2019/419
  - GDPR発効後初の妥当性判断
  - 解説・評価付きリサイタル

日本のデータ保護法の体系化

- 個人情報の保護に関する法律（以下、「APPI」という。
  - 2003年5月30日付初版
  - 改訂版 v.2017.5.30
- 閣議決定v.2018.6.12（以下、「基本方針」という。
- 閣議決定v.2017.5.30（以下、「閣議決定」という。
- 個人情報保護委員会（PPC）のAPPIに関する施行規則（以下「施行規則」という。

- PPCのEU妥当性決定に基づく個人データの処理に関する補足規定v.2018.6.15（以下「補足規定」という。

日本のデータ保護法の構造

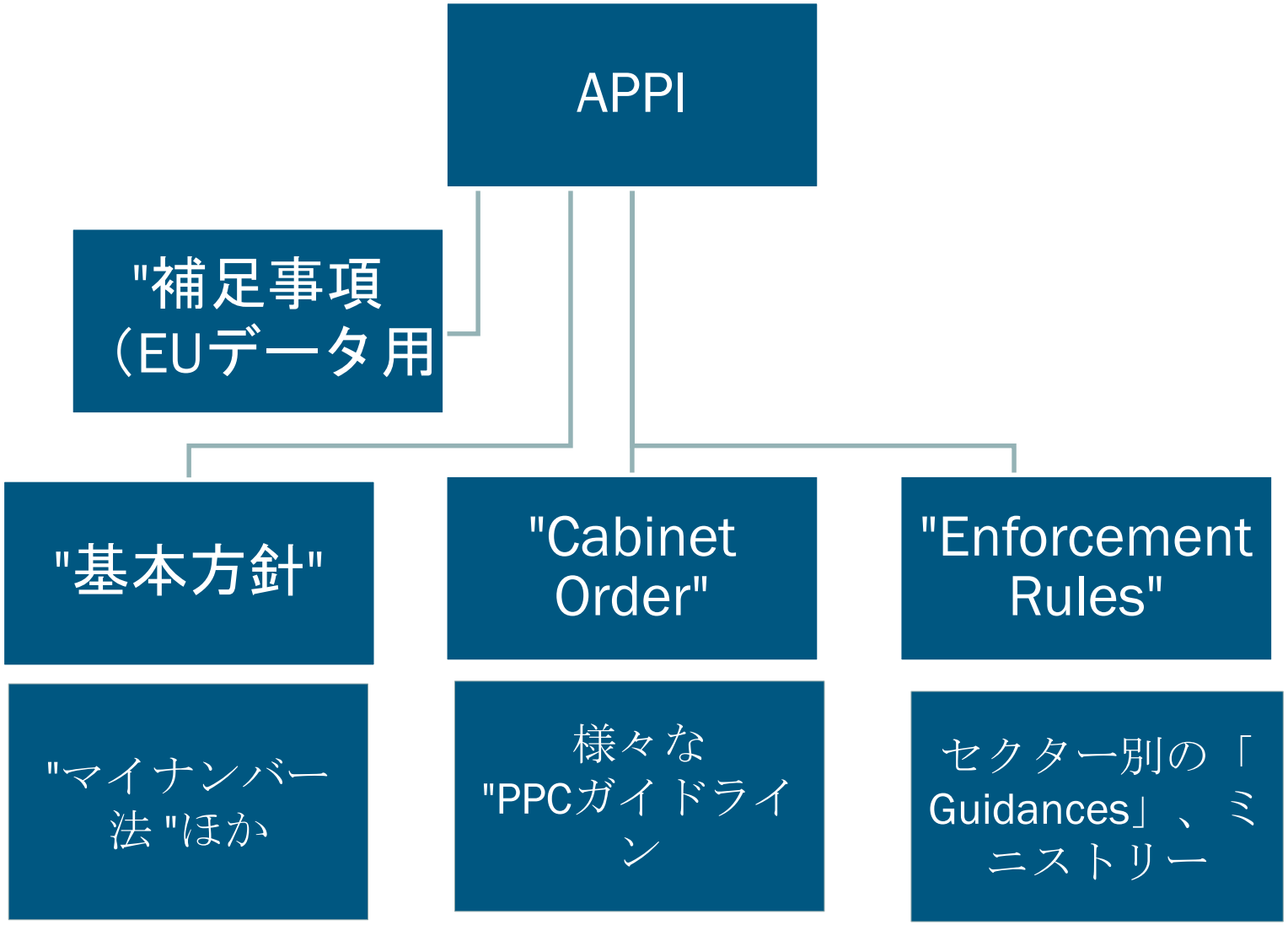

パーソナルリファレンスの定義

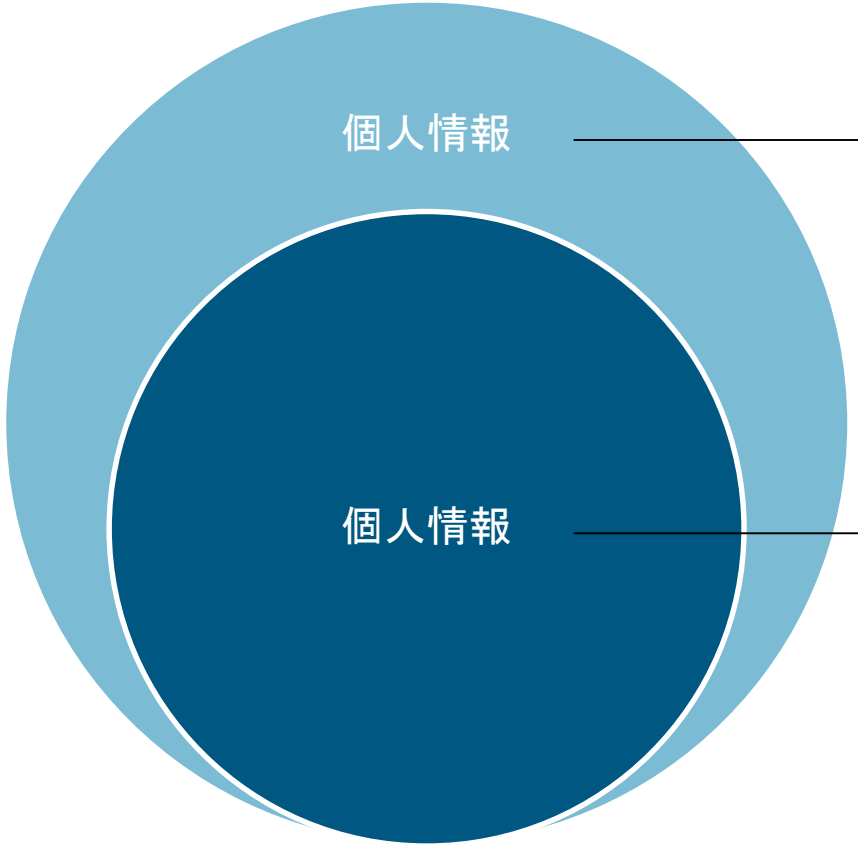

Article 2(1) APPI:
"生きている人に関する情報で、その人を特定することができるもの」。

Article 2(6) APPI:
"特定の個人情報を容易に検索できるように体系化された個人情報データベース。

データ保護法の義務者および受益者

"個人情報取扱事業者"
PIHBO（第2条(5)APPI

PIHBO：個人情報などのデータベースをビジネス環境で利用できるように提供する人。

"Trustee"
いわゆるプロキシ

PIHBO**の受託者に対する監督義務**（APPI第22条）。
すべてのAPPI義務はPIHBOの責任となります。

"プリンシパル"(Art 2 par.1, 8 APPI) - 受益者

- すべての生きている個人（「*生きている個人*」*とは*
- 電磁気的にデータが処理されるものと
- 固有の記述に基づいて、それに割り当てることができます。

処理の事実

- 個人情報の「*取り扱い*」を「*個人情報に関するあらゆる行為*」としています。

- 加工の可否。
  - データ対象者の同意に焦点を当てたもの、第16条(1)APPI
  - 合意の意味での "可能性 "とは
  - 新たな/追加の目的のための新たな処理も、同意後に優先されます。
  - APPI第16条第3項に基づく様々な例外（例：法的義務の遂行

処理の事実

- *匿名で処理された個人情報*」に対する特別な制度、Art 2(9) APPI
- 定義
  - 取り扱い中の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができなくなったり、個人情報を復元することができなくなった場合。
- 目的は
  - 新しいビジネスモデルやサービスの推進
  - 扱いやすさの向上
  - 高度に偽装された情報の経済的利用

処理の事実

"Anonymous Processed Information "の略。

- PIHBOの義務。
  - 個人識別コードの再設定を防止するための措置を講じることによる再識別の防止（Art 36 para.2 APPI
  - 特定のITセキュリティ対策（Art.20 Enforcement Rules
  - 関係者の抄録情報
- PIHBOへの影響：本人の同意なしにデータが第三者に渡ってしまう可能性があります。
- データ対象者の権利と完全な匿名化の技術的困難さとのバランスを意味のあるものにする（？

処理の透明性

- **情報主体は処理について遅滞なく通知されなければならない（Art.18, 27 APPI**
- **に関する情報を特に提供します。**
  - PIHBOのアイデンティティ（連絡先
  - 意図された使用と目的変更の可能性
  - 個人情報を受け取る可能性の高い人
  - データ対象者の個人的権利に関する要求に対応するための手続き
- **様々な例外があります。**
  - 例：特定の利益を保護するための正当な手段
  - 詐欺防止、産業スパイ、破壊工作など

ITセキュリティです。

- PIHBOは「必要かつ適切な」行動をとる....
- ...「処理する個人データの漏えい、滅失または毀損の防止を含む」、第20条APPI
  - 組織的、人的、物理的、技術的なセキュリティに関連する管理手段については、補足規則でさらに詳しく説明されています。
- 下請業者／サービス提供者の監視、第20条f.APPI

- 一方、GDPR第32条では、「*システムおよびサービスの機密性、完全性、可用性、および回復力を継続的に確保する能力*」とされています。

APPIの更新の義務

- EU委員会がGDPRの評価で
  - *"GDPRは、特に市民のための強力で強制力のあるルールのおかげで、その目的のほとんどを達成しています。"*
  - https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/de/ip_20_1163

APPIの更新の義務

- 3年ごとに法律を更新する義務がある。
  - いわゆるセイドカイセイタイコ、2015年法律第65号第12条）。
- データ対象者の権利の拡張
  - 特に、より広範な情報提供が求められます。
  - 関係者による利用停止・消去・第三者への開示停止の要求の可能性の拡大
- 大規模なデータ漏洩が発生した場合の報告義務について
- 治外法権の拡大
- 国際的なデータ移転の規制強化

➢ EUルールへのさらなる適合

"プライバシー・スモウ・バショウ"

データ保護システムの比較におけるポイント配分。

- 法制度の明快さ EU
- G JPの改訂の効果
- パーソナルリファレンスJPの定義
- コミットメント・ボディ JP
- 目的の制限、削除義務 JP/EU
- 情報提供の条件 JP
- ITセキュリティEU
- 処理操作 EU
- "匿名で処理されるデータ" JP

西

- **結果：EU：4 - JP：6**

東

連絡先

BHO法務

ホーエンシュタウフェンリング 29-37
50674 ケルン

電話　: + 49 (0) 221 270 956 0
ファックス　: + 49 (0) 221 270 956 222

cologne@bho-legal.com

マティアス・ラッヘンマン博士

弁護士｜パートナー

電話　　: + 49 (0) 221 270 956 114
携帯電話: + 49 (0) 151 2305 46 47

matthias.lachenmann@bho-legal.com